

観 第 16 号
令和 6 年 4 月 5 日

旭地域協議会 御中

浜田市長 久保田 章 市
(観光交流課)



浜田市温泉審議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、市の観光行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、浜田市附属機関設置条例に基づく浜田市温泉審議会を開催し、温泉供給料金の在り方について検討を行うこととしました。

つきましては、審議会に貴組織のご協力を賜りたく存じますので、主旨をご理解いただきますとともに、ご参画いただく委員を別紙によりご推薦くださいますようお願いいたします。

また、検討委員会の第 1 回会議は 5 月中旬に開催を予定しており、詳細等が決まりましたら改めてご案内させていただきます。

記

- 添付書類 浜田市温泉審議会規則 (平成 22 年 3 月 26 日規則第 6 号)
浜田市温泉審議会の概要について
推薦書



浜田市産業経済部観光交流課

担当/近重

TEL : 0855-25-9530

E-mail : kankou@city.hamada.lg.jp

浜田市温泉審議会規則（平成22年3月26日規則第6号）

最終改正:平成30年12月26日規則第45号

改正内容:平成30年12月26日規則第45号 [平成31年4月1日]

○浜田市温泉審議会規則

平成22年3月26日規則第6号

改正

平成30年12月26日規則第45号

浜田市温泉審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市温泉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（補欠委員の任期）

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、観光交流課において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成30年12月26日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

浜田市温泉審議会の概要について

1 設置の目的

温泉事業の円滑な運営を図ること

2 主な審議内容及び役割

市が所有する温泉の管理及び使用などの温泉事業に関する重要な事項を調査審議すること

3 委員構成

受益者（5人以内）、公的団体代表（5人以内）及び見識者（5人以内）

4 任期

2年（再任をさまたげない）

5 年間開催回数

3回程度を予定

6 報酬等

協議会への出席1回につき、日額6,000円及び実費弁償（片道2km以上の場合に37円/kmの車賃）を支給